

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）に基づき、人事院規則九―五四（住居手当）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和三年四月一日

人事院総裁 一宮 なほみ

人事院規則九―五四―九

人事院規則九―五四（住居手当）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―五四（住居手当）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分を削る。

改正後	改正前
(削る)	<p>(令和三年四月一日における届出の特例)</p> <p>第十一条 令和三年三月三十一日において一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第五十一号）附則第三条の</p>

規定による住居手当を支給されている職員であつて、同年四月一日においても引き続き当該住居手当に係る住宅を借り受け、家賃を支払つてゐるものうち、同日に給与法第十一条の十第一項各号に該当することとなるものについては、令和二年三月三十一日において支給されてゐた住居手当に係る第五条第一項の規定により行われた届出（規則九―一四六（令和元年改正法附則第三条の規定による住居手当）第五条において準用する第五条第一項の規定による届出が行われた場合には、当該届出）を令和三年四月一日において支給されることとなる住居手当に係る同項の規定により行われた届出とみなす。

附 則

(施行期日)

第一条 この規則は、令和三年四月二日から施行する。

(人事院規則一―四の一部改正)

第二条 人事院規則一―四（現行の法律、命令及び規則の廃止）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

改正後	改正前
1 110 (略) 111 規則九―一四六は、廃止する。 (令和三年四月二日施行)	1 110 (略) (新設)

(人事院規則一―三四の一部改正)

第三条 人事院規則一―三四（人事管理文書の保存期間）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に

掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

別表 人事管理文書の保存期間（第三条関係）		一 （略）	二 給与
人事管理文書の区分	（略）	（略）	（略）
基準日	（略）	（略）	（略）
保存期間	（略）	（略）	（略）

改正前

別表 人事管理文書の保存期間（第三条関係）		一 （略）	二 給与
人事管理文書の区分	（略）	（略）	（略）
基準日	（略）	（略）	（略）
保存期間	（略）	（略）	（略）

定簿 居手当認 二項の住	第六条第	
	(略)	
	(略)	

四六第五 則九一一 二項(規	第六条第 の住居届 含む。 る場合を て準用す 条におい 当)第五 る住居手 規定によ	第三条の
	(略)	
	(略)	

手当)	広域異動	一二一(規則九―	(略)	
らかにす	居等を明	二項の住	第八条第	(略)	
くなつた	具備しな	る要件を	確認に係	(略)	
			五年	(略)	

手当)	広域異動	一二一(規則九―	(略)	
らかにす	居等を明	二項の住	第八条第	(略)	条におい て準用す る場合を 含む。)
くなつた	具備しな	る要件を	確認に係	(略)	
			五年	(略)	

備考 三〇二十 (略)			
		る書類	
			日
一〇三 (略)			

(人事院規則一―三四の一部改正に伴う経過措置)

第四条 前条の規定による改正前の規則一―三四別表の二の表規則九―五四(住居手当)の項及び規則九―

一四六の項に掲げる人事管理文書(同条の規定による改正後の規則一―三四別表の二の表規則九―五四(住居手当)の項に掲げるものを除く。)の保存期間については、なお従前の例による。

備考 三〇二十 (略)		規則九― 一四六	る書類	
		議に關す る文書等	第二条第 三号の協	日
		た日	を具備し なくなつ	支給要件
				五年一月
一〇三 (略)				